

富士市立高等学校屋外運動場人工芝改修工事

公募型プロポーザル実施要領

令和7年5月

**富士市教育委員会
富士市立高等学校**

1 対象事業の概要

(1) 目的

富士市立高等学校の運動場表面の人工芝は経年により摩耗劣化が進んでおり、張替時期を迎えている。このため、体育授業、部活動、地域との連携事業等を安全に実施していくため改修工事を行う。

(2) 事業概要

ア 事業名称

富士市立高等学校屋外運動場人工芝改修工事

イ 事業場所

富士市比奈 1654 番地

ウ 事業内容

- ① 既存人工芝の撤去
- ② 既存人工芝撤去箇所へ人工芝の敷設
- ③ 練習走路改修
- ④ 施工に必要な調査、設計、申請、管理、保守計画等

※ 詳細は別紙-1「富士市立高等学校屋外運動場改修工事仕様書」のとおりとする。

エ 履行期間

契約締結の日の翌日から 令和 8 年 2 月 27 日まで（引き渡し）

⑤ 提案上限価格

194,700 千円（消費税及び地方消費税額を含む。）

2 事業者選定方式

公募型プロポーザル方式

3 担当課（問合せ先）

担当課名 富士市立高等学校 事務室（担当 吉野・大石）

住所 〒417-0847 静岡県富士市比奈 1654 番地

電話番号 0545-34-1024（直通）

FAX 番号 0545-38-3223

メールアドレス ky-ichiritsu@div.city.fuji.shizuoka.jp

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。ただし、JV は認めないものとする。

- (1) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の規定に基づき土木工事業に係る建設業の許可

を受けている者であること。

(2) 富士市における建設工事競争入札参加資格土木一式工事に登録された者であること。

(3) 技術提案書等の提出期限の日までに、「富士市工事請負契約等に係る指名停止等措置要領」又は「富士市物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てをしていない者及びこれらの申立てがなされていない者であること。

(5) 次に掲げる要件のいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）であると認められる者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者

エ 役員等が直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ アからエまでの項目に規定するもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

(6) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条に規定する主任技術者又は監理技術者及び同法第 19 条の 2 に規定する現場代理人を事業現場に適正に配置できる者

(7) 公益財団法人日本サッカー協会（ＪＦＡ）が公認しているＪＦＡロングパイル人工芝の製品検査完了製品を使用した敷設工事について、5 年以内（令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで）に元請（元請とは、単体で受注した者又は共同体で受注した者で、出資比率が 1 を出資者数で除した割合の 60 パーセント以上のものに限る。）として 7,000 ㎡（サッカーコート 1 面）以上の施工実績を有するものであること。

(8) 本プロポーザル審査委員と利害関係がないこと。

5 本事業の全体スケジュール

本事業の日程は、次のとおりとする。なお、日程は都合により変更する場合がある。

(表 1)

日程	内容	備考
令和 7 年 5 月 1 日(木)	公募開始（公告及び実施要領等配布）	
令和 7 年 5 月 9 日(金)	参加表明に係る質問書の提出期限	
令和 7 年 5 月 12 日(月)	参加表明に係る質問書の回答期限	
令和 7 年 5 月 14 日(水)	参加表明書の提出期限	
令和 7 年 5 月 19 日(月)	参加資格確認結果通知	
令和 7 年 5 月 26 日(月)	技術提案に係る質問書の提出期限	
令和 7 年 5 月 29 日(木)	技術提案に係る質問書の回答期限	
令和 7 年 6 月 6 日(金)	技術提案書の提出期限	
令和 7 年 6 月 10 日(火)	プレゼンテーション審査	
令和 7 年 7 月 8 日(火)	優先交渉権者の審査結果通知	
令和 7 年 8 月 上旬	随意契約による仮契約締結	
令和 7 年 10 月 上旬	市議会 9 月定例会承認後、本契約へ移行	
令和 7 年 11 月 下旬	工事着手	
令和 8 年 2 月 27 日(金)	履行期限	

6 参加表明書等の提出

(1) 提出期限

令和 7 年 5 月 14 日(水) 午後 4 時 45 分まで

(2) 提出先

富士市立高等学校

(3) 提出方法

持参（土日祝日を除く平日午前 9 時から午後 4 時 45 分まで）又は郵送（簡易書留に限る。
提出期限までに必着）

(4) 提出書類

(表 2)

No.	提出書類	様式	提出部数
①	参加表明書	様式 1	正本 1 部 副本 1 部
②	暴力団等に該当しない旨の誓約書	様式 2	
③	配置予定技術者経歴書	様式 3	
④	ロングパイル人工芝施工実績表 ※ 4 参加資格要件 (7) を満たす実績	様式 4	
⑤	委任状 ※ 提案等に関する権限の委任について必要な場合は提出	様式 5	
⑥	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し		
⑦	過去 5 年以内（令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで）の施工実績が確認できる資料（工事情報システム（COLINS）に基づく「登録内容が確認できる書類」の写し又は工事名、請負金額、施工場所、受注形態、工期、発注機関及び工事概要等が確認できる資料）		

7 参加資格要件の審査結果通知

プロポーザル参加表明書等提出書類により参加資格要件を満たすと認めた参加表明者については、本プロポーザルの「参加資格者」である旨の結果を令和 7 年 5 月 19 日（月）に参加表明者全員に電子メールで「プロポーザル参加資格確認結果通知書」により通知する。

ただし、プロポーザル参加表明者が 6 者以上いる場合は、本要領 11「評価項目及び評価基準」に定める、(1)「法人等の実績、配置予定技術者の実績」に対する評価項目及び評価基準に基づき、提出書類による一次審査を行い、合計点上位 5 者を選定する。

また、プロポーザル参加表明者が 5 者以下の場合は、参加資格要件を満たすと認めた参加表明者全てを一次審査による選定者とし、本要領 11「評価項目及び評価基準」及び本要領 12「審査及び優先交渉権者の特定等」に基づき、書類提出による一次審査を二次審査と併せて実施する。

上記により、参加資格者として選定されなかった参加表明者は、その理由の提示を求めることができる。この場合においては、「プロポーザル参加資格確認結果通知書」を電子メールで送付した翌日から起算して 5 営業日以内に書面（任意書式）にて行うものとし、説明の要望に対する回答は、書面にて行うものとする。

8 技術提案書等の提出

(1) 提出書類等

(表 3)

No.	提出書類等	提出部数	様式等	備考
①	技術提案書等提出届	正 1 部	様式 6	
②	現場代理人等選任（変更）通知書	正 1 部 副 7 部	様式 7	
③	提案金額書	正 1 部 副 7 部	様式 8	消費税を除いた金額
④	提案金額内訳書	正 1 部 副 7 部	様式 9	積算内容がわかるもの
⑤	技術提案書	正 1 部 副 7 部	任意様式 (※1)	地域経済貢献の予定額 (様式 10) を含む。
⑥	J F A ロングパイル人工芝製品検査完了製品を証する書類の写し	1 部		
⑦	ロングパイル人工芝サンプル 15cm(縦)×20cm(横)程度（珪砂及びチップ入り）	1 部		
⑧	②～⑥の副本 P D F データ	1 部		C D 又は D V D

※ 1 正本・副本とも A 4 サイズ縦（製本又は A 4 ファイル綴じ）とする。

(2) 提出書類の規格

正本、副本ともに、原則 A 4 サイズ（両面刷り、カラー印刷）とするが、必要に応じて A 3 サイズ（片面 A 4 折り、カラー印刷）も認める。A 4 フラットファイルにて提出すること。

(3) 技術提案書の作成要領

ア 技術提案書の内容は、本要領 11「評価項目及び評価基準」を踏まえ、**別紙-2**「技術提案書作成要領」掲げる項目について具体的かつ簡潔に記載すること。

イ 技術提案書には、概要図（完成予想図）、工程表案、構造図（参考として概要図の内容がわかるもの）を添付すること。

(4) 提出期限

令和 7 年 6 月 6 日（金）午後 1 時（必着）

(5) 提出方法・提出先

富士市立高等学校へ持参すること（郵送不可）。

※ 持参する日時を事前に電話で連絡すること。提出順をプレゼンテーションの順番とする。

(6) その他

ア 技術提案は 1 者につき 1 提案とすること。

イ 技術提案書等の正本及び副本には、ページ番号や口取紙を貼るなど見やすい工夫をすること。

ウ 現地説明会は開催しない。ただし、現地の確認は、土日を除く 5 月 20 日（火）から同月 26

日（月）までの午前8時30分から午後4時45分のうち、学校活動に支障がない範囲で行うことができる。この現地見学を希望する場合は、富士市立高等学校事務室に事前に連絡し、その了解を得ること。

9 質問・回答

(1) 参加表明書作成等に関する質問の提出書類、提出期限、提出方法、提出先及び回答方法

- ア 提出書類 質問書（様式 11）
- イ 提出期限 令和7年5月9日（金） 午後1時必着
- ウ 提出方法 電子メール（ky-ichiritsu@div.city.fuji.shizuoka.jp）
- エ 提出先 富士市立高等学校 事務室
※ 送信後に電話連絡を入れること。
- オ 回答方法 富士市ウェブサイトに掲載する。
- カ その他 質問に対する回答内容は、富士市立高等学校屋外運動場人工芝改修工事公募型プロポーザル実施要領の追加又は修正として取り扱うものとする。

(2) 技術提案書作成等に関する質問の提出書類、提出期限、提出方法、提出先、回答方法等

- ア 提出書類 質問書（様式 11）
- イ 提出期限 令和7年5月26日（月） 午後1時必着
- ウ 提出方法 電子メール（ky-ichiritsu@div.city.fuji.shizuoka.jp）
- エ 提出先 富士市立高等学校 事務室
※ 送信後に電話連絡を入れること。
- オ 回答方法 富士市ウェブサイト上に掲載する。
- カ その他 質問に対する回答内容は、富士市立高等学校屋外運動場人工芝改修工事公募型プロポーザル実施要領の追加又は修正として取り扱うものとする。

10 プレゼンテーション審査

- (1) 日 程 令和7年6月10日（火） 午後1時～
- (2) 場 所 富士市役所本庁舎会議室（会場は通知時に連絡）
- (3) 出席者 本事業に精通する者（5人以内）
- (4) 審査内容 プレゼンテーション（15分以内）及び技術提案書に基づくヒアリング（質疑等10分以内）を実施し、「(表5)評価項目及び評価内容」に基づき採点する。
- (5) プレゼンテーションの方法

プロジェクターの使用は認めるが、内容は技術提案書に記載されている内容の説明のみとすること。なお、スクリーン、プロジェクターは富士市が準備するが、それ以外（パソコン、電源ケーブル等）は参加者が準備すること（準備・片付け各5分以内）。

11 評価項目及び評価基準

評価項目及び評価基準は、次の表4及び表5のとおりとし、全体で200点満点とする。また、評価項目ア～ウ、オ「地域経済貢献の予定額」については提出書類に基づき事務局にて評価を行い、評価項目エ～オ「独自性」「施工計画」についてはプレゼンテーション審査にて評価を行う。

(1) 「法人等の実績、配置予定技術者実績」に対する評価項目及び評価基準（書類による一次審査）

（表4）

項 目			内 容
ア 配置予定の 技術者の実 績 (15 点)	専任の主任 (監理) 技術者※1	同種事業の 実績 ※2	(3)評価点の算出方法のア実績評価点の得点化方法による。
イ 法人の実績 (25 点)	同種事業の実績 ※2		(3)評価点の算出方法のア実績評価点の得点化方法による。

※1 直接的かつ継続的に3カ月以上の雇用関係があること。

※2 過去5年間（令和2年4月1日から令和7年3月31日まで）において、技術者として4参加資格要件(7)を満たすロングパイル人工芝の施工実績

(2) 「企画提案書」に対する評価項目及び評価基準（提出書類、プレゼンテーション及びヒアリングによる二次審査）

（表5）

項 目		内 容
ウ 費用 (30 点)	工事価格	(3)評価点の算出方法のウ価格評価点の得点化方法による。
エ 技術提案の 内容 (100 点) ※3	競技性 (20 点)	プリンスリーグ等の大会に適合したものであるか。
	快適性 (20 点)	温度上昇抑制やクッション性など競技中の身体への影響の低減効果があるのか。
	耐久性 (20 点)	劣化しにくく長期使用が可能、長期保証がなされているなど、耐久性の向上策が講じられているのか。
	安全性 (20 点)	・ 環境保全に着目する等、周辺環境等に配慮されたものであるか。 ・ 不陸が生じにくい工夫があるか。

	維持管理性（20 点）	- 人工芝の無償修理保証期限は何年か。 - 長寿命化に配慮し、人工芝等敷設後のメンテナンスやアフターフォローはどのようなものか。
オ 総合評価 （30 点）	独自性（20 点）※3	他社及び仕様書にない独自の提案があるか。
	施工計画（5 点）※3	工期短縮により学校活動への影響を小さくするなどの工夫があるか。
	地域経済貢献の予定額（5 点）※2	(3)評価点の算出方法のウ価格評価点の得点化方法による。

※2 地域経済貢献の予定額は、様式 10 により作成すること。

※3 この評価項目の配点は、審査委員 1 人当たりの点数を表示しており、審査委員による評価点は平均点とする。

(3) 評価点の算出方法

ア 実績評価点の得点化方法

審査項目のうち「法人等の実績、配置予定技術者実績」による評価は、下記に示す計算式のとおり得点化する。

$$\text{配点} \times \frac{\text{当該参加者の実績件数（件）}}{\text{全参加者の最高実績件数（件）}}$$

なお、実績評価点は、小数点以下第 3 位を四捨五入して小数点以下第 2 位まで求める。

イ 技術評価点の得点化方法

表 5 に示す評価点の得点化方法は、5 段階評価により、審査項目別に得点を算出し、その合計を評価点とする。なお、審査項目別の得点は、小数点以下第 3 位を四捨五入して少数点以下第 2 位まで求める。

（表 6）

評価	評価基準	得点化方法
A	特に優れている（趣旨以上の効果が期待でき、特に評価できる。）	配点×1
B	優れている（趣旨以上の効果が期待できる。）	配点×3/4
C	普通（趣旨に合致している。）	配点×2/4
D	劣る（趣旨に一部合致していない。）	配点×1/4
E	著しく劣る（趣旨に合致しておらず、効果を期待できない。）	配点×0

ウ 価格評価点の得点化方法

審査項目のうち「工事価格」及び「地域経済貢献の予定額」による価格提案の評価（価格評価点）は、下記に示す計算式のとおり得点化する。

- ・ 価格評価点（工事価格）
$$\text{配点} \times \frac{\text{全参加者の最低見積金額（円）}}{\text{当該参加者の見積金額（円）}}$$

- ・ 価格評価点（地域経済貢献の予定額）
$$\text{配点} \times \frac{\text{当該参加者の見積金額（円）}}{\text{全参加者の最高見積金額（円）}}$$

なお、価格評価点は、小数点以下第3位を四捨五入して小数点以下第2位まで求める。

12 審査及び優先交渉権者の特定等

(1) 審査方法等

- ア 技術提案書の審査は、審査委員会で行う。
- イ 提出された企画提案書の内容、プレゼンテーション及びヒアリングにより、審査委員が、本要領11で定める「評価項目及び評価基準」に基づき得点を付け、最も高い技術提案者を優先交渉権者とし、2位の者を次点者として特定する。
- ウ 本要領4に定める「参加資格要件」に定める内容を満たさない技術提案書は失格とする。
- エ 適切な提案がない場合（評価項目及び評価基準点の合計点が100点未満）には、優先交渉権者として特定せず、全者において適切な提案がない場合は、プロポーザルの手続を中止することがある。

(2) 審査結果の通知等

全ての提案者に対して、審査結果通知書を通知するものとする。また、優先交渉権者及び次点者を富士市ウェブサイト上でも公開する。なお、審査結果に対する異議申立ては一切受け付けない。

13 契約書作成において使用する約款

「富士市建設工事請負契約約款」を使用する。

14 最低制限価格

設定しない。

15 契約

(1) 契約金額

優先交渉権者に選定された者と市の間で、業務内容等について再度調整を行った上で協議が整った場合、業務の仮契約を行う。なお、契約金額については協議で合意した価格（税抜き）に100分の110を乗じた額とする。

(2) 契約の相手方

審査結果に基づき、優先交渉権者を契約交渉の相手方とする。交渉の結果、当該優先交渉権者と契約が成立しなかった場合は、次点の者を契約交渉の相手方とする。

(3) 支払い計画

支払い計画については、仮契約後の協議により決定とする。

(4) 契約の時期

優先交渉権者を特定後、仮契約を締結する。富士市議会の議決を得て、本契約となる。

16 その他

(1) 提出期限までに技術提案書が到達しなかった場合及びプレゼンテーション審査に参加しなかった場合は、失格とする。

(2) 本プロポーザル参加に要する費用は全て参加者の負担とし、提案に対する報酬は支払わない。

(3) 提出した参加表明書や技術提案書等は、返却しない。

(4) 提出書類が本要領及び仕様書に定める事項に適合しない場合は、失格とする。

(5) 提出期限以降における技術提案書の差替え及び再提出は認めない。

(6) 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、技術提案書を無効とするとともに、入札参加資格停止等の措置を行うことがある。

(7) 見積書に記載された金額が提案上限価格を超えている場合は、失格とする。

(8) 本プロポーザルにおいて、富士市の要求を満たす提案がなかった場合、優先交渉権者の選定は行わない。また、参加者が1者の場合であっても、本市の要求を満たす提案であれば、その者を優先交渉権者として選定する。

(9) 提案書等の著作権については、次に掲げるとおりとする。

ア 提案書等の著作権は、当該提案書を作成した者に帰属するものとする。

イ 市は、プロポーザル方式の手続及びこれに関わる事務処理において必要があるときは、提出された提案書の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。

(10) プロポーザル実施に関する情報（参加者から提出された資料を含む。）は、富士市情報公開条例に基づき公開することがある。ただし、事業者のノウハウ等に属し、秘密とすべき事項がある場合は、提案書等において当該事項を特定し、本市に説明できるようにしておくこと。

(11) 参加表明以降に本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、プレゼンテーション審査の前日正午までに辞退届（様式 12）を提出すること。なお、これを理由として以降に不利益な取扱いを受けるものではない。

(12) 事業の一部を下請による施工とする場合や資材及び機材の購入や借入等をする場合は、富士市内の事業者を優先して活用するよう努めること。

(13) 下請発注に際しては、適正な価格で請け負わせ、下請代金を適正な時期に支払う等、建設業法等の関係法令を遵守すること。